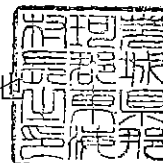


東海村告示第 72 号

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定に基づき指定を行ったので、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号）第 13 条第 10 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 24 年 6 月 20 日

東海村長 村上 達也



記

指定日	平成 24 年 6 月 18 日
商号又は名称	株式会社燦食
所在地又は住所	茨城県那珂郡東海村村松 3115 番地 22
復興推進事業の内容	食料品製造業（食品関連産業）
課税特例の根拠規定	法第 38 条第 1 項
指定の有効期間	平成 24 年 6 月 18 日から平成 30 年 6 月 17 日まで